この入力例では、「土地や建物を譲渡(売却) した場合に、申告書 をスマートフォンで作成し、マイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する 方法をご案内します。

赤枠の箇所をタップ・選択して進んでください。

※居住用財産の特別控除等の特例の適用を受ける場合の入力例も 以降の説明の中でご案内しています。

#### e-Taxに必要なもの

① スマートフォン(マイナンバーカード読取対応)



マイナポータルアプリ をインストール





- ② マイナンバーカード (次のパスワードも必要です。)
- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード(英数字6文字以上16文字以下)

STEP4

e-Taxログイン

を入力してください

パスワードの入力

利用お肝利用電子を取客のバスワート

パスワードが分からない

カードの読み取り

スマートンマン背面上部をマイナンバーカ ードとおわせて、配み繰り間如ボタンを押 してくがさい。

パスワードが分からない場合の対応方法は、 公的個人認証サービスのポータルサイトを



(金) 国税庁 国税電子申告・納税システム

「ログイン」ボタンをタップしてくださ

い。バスワードの入力画面が表示されま

すので利用者証明用パスワード(4桁)

e-Taxログイン

パスワード

(4桁)

スマートフォン

をマイナンバー

カードの中央

に置き「読み

取り開始しを

タップ

を入力



#### 申告書作成フロー

作成する申告書・提出方法の 選択 e-Taxヘログイン (マイナンバーカードの読み取り) 登録情報の確認 (初回の方は利用者登録)

申告する所得の選択 ▼ 譲渡所得の入力

p.2 p.3

p.6

- ・取得費の入力 ・譲渡費用の入力 p.4 ・適用する特例の入力
  - 申告内容の確認

・譲渡価額の入力

申告データのe-Tax送信

申告データの保存、 納付方法の確認等



二次元コードを 読み取り、作成 を開始

#### STEP1 作成コーナーにアクセスし作成開始



#### よくある質問

確定申告書等作成コ-ナーの各画面の入力例 や、確定申告に関する問 い合わせの多い質問 などを掲載しています。

#### 確定申告特集ページ

申告・納税期限のほか e-Taxの利用方法や納 税の方法など申告に関 する情報を紹介していま

(注)確定申告特集ページのリンク はトップページ のメニューボタンにのみ 表示されます。

#### STFP2 作成する申告書等の選択



マイナポータル連携 をすることで、給与 所得、医療費などを

連携をする場合は、 以下の「マイナポー タル連携特設ペー **ジ**」をご覧ください。



## 利用規約の確認

ご確認ください。



e-Taxヘログインする画面に遷移します。

e-Taxヘログイン後、申告書の作成に必要 な住所・氏名、予定納税額等の情報を表示

なお、初めてe-Taxを利用される方など は、e-Taxへ登録するため住所・氏名等の 入力画面に遷移します。

> スマホ用電子証明書を利用する場合は、 読み取りを省略できます。(Androidのみ対応)

## 利用者登録



マイナンバーカードを利用して、 初めて確定申告をする場合、 利用者登録のための入力画面が 表示されますので、画面の案内に沿って 入力をしてください。

過去にマイナンバーカードを利用して 確定申告をしたことがある方は、 「STEP5」ではなく、「STEP6」が表示 されますので、次に進みます。

利用者登録の詳しい方法は、 別紙「«参考»マイナンバーカードを利 用して初めて確定申告をする場合」を ご覧ください。

## 登録情報の確認・訂正

画面上部の黒丸数字がステップにあわせ

て、次のとおり進んでいきます。

**●**申告準備→ ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

① → ② → ⑥ → ② → ⑤ → ⑥ データ保存等

次へ

作成完了



表示された情報を確認し、変更等 があれば、「訂正」をタップし、情報の 訂正を行ってください。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

## STEP7 xmlデータの読み込み



医療費通知や寄付金控除等の xmlデータを読み込む場合はこちら で読み込みを行います。

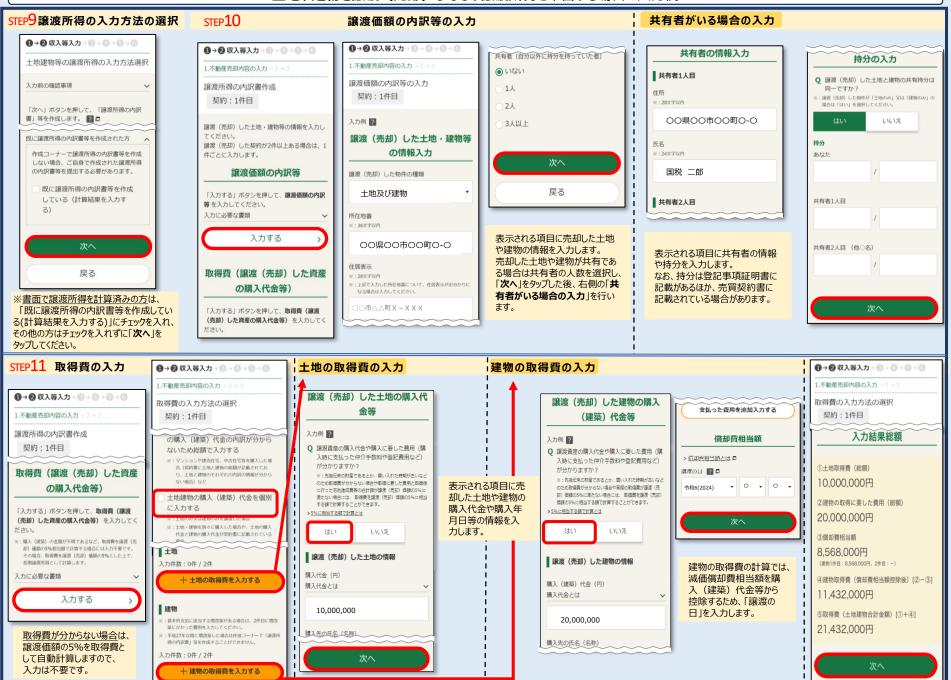
読み込まない場合は「次へ」をタップ

## 申告する所得の選択 申告する所得の選択

4	次へ
	総合譲渡(金地金の売却など)
	土地や建物、金地金やゴルフ会員権など の資産を売った方 ✓ 土地や建物等の譲渡 (売却) 20
000	#: 生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑(業務・その 他)」を選択してください。
	公的年金、企業年金など ? 0
	※:確定申告をする場合には、年末週春を受けた始与所得も含めて申告が必要です。
	給与
	給与収入がある方、年金収入がある方、 退職金を受け取った方
	<ul><li>&gt; 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合 □</li></ul>
	> 申告する所得とは □

給与や年金など他に申告する所 得があれば全て選択

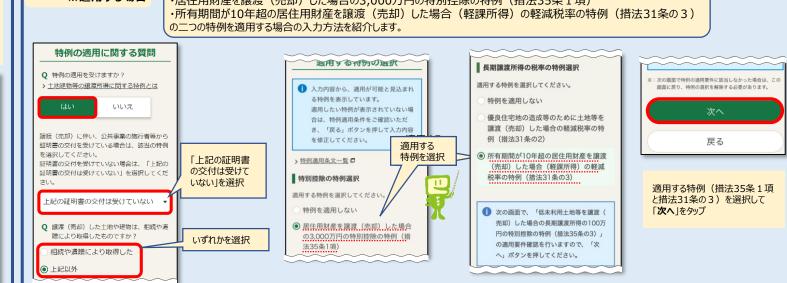
令和6年12月 国税庁



申告する内容により画面表示と異なる場合があります。







※ 申告する内容により画面表示と異なる場合があります。

#### STEP 16 適用要件の確認

● → ② 収入等入力→ ③ → ⑤ → ⑥

1→2.特例選択→

マイホームの譲渡(利益あり)の特例 要件 契約:1件目

#### 適用要件の確認

マイホームを譲渡(売却)し、利益があ った方向けの特例(措法35条1項及び措 法31条の3)共通の要件確認

3,000万円特別控除(措法35条1項)の特例と 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合 の軽減税率の特例(措法31条の3)のいずれか (は両方)の適用を受けるためには、以下の 条件の**すべて**に該当する必要があります。

- ✓ あなた(譲渡(売却)した方)が譲渡(売却)物件に居住していたこと。
  - > <u>単身赴任等の理由のため、配偶者・扶養</u> 親族のみが居住していた場合 □
  - > 住まいが2か所以上ある場合 □
  - ) 所有者として居住の用に供したことがな い場合 □

#### 3,000万円特別控除(措法35条1項)の 要件確認

3,000万円特別控除(措法35条1項)の特例の 適用を受けるためには、以下の条件のすべて に該当する必要があります。

√ 令和4年分、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の申告で、居住用財産関係の特例の適用を受けていないこと。

「居住用財産関係の特例」について >

所有期間が10年超の居住用財産を譲渡 した場合の軽減税率の特例 (措法31条 の3) の要件確認

所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例(措法31条の3)の適用を受けるためには、以下の条件のすべてに該当する必要があります。

- ▼ 令和4年分、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の申告で、軽減税率の特例(措法31条の3)の適用を受けていないこと。
- ✔ 譲渡(売却)した住まいを、家屋・敷地と もに平成25年12月31日以前に取得(購入)していること。

相続、遺贈又は贈与により取得した場合に は、前所有者が取得した日で判定します。

- > 家屋を増改築した場合 □
- > 敷地を買い増した場合 ロ

#### 適用する特例の確認

特例の適用要件を確認し、特例の適用要件に該当しない場合は、「戻る」ボタンを押し、特例の の選択を解除してください。 前例の適用要件に該当する場合は、適用する特 例を選択して「次へ」ボタンを押してくださ

例を選択して「次へ」ボタンを押してください。

- 居住用財産を譲渡(売却)した場合 の3,000万円の特別控除の特例(措 法35条1項)のみ
- 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡(売却)した場合(軽課所得)の 軽減税率の特例(措法31条の3)の み
- 措法35条1項・措法31条の3の両方

次へ

戻る

特例の適用要件に該当すること を確認し、適用する特例を選択 して「次へ」をタップ

### 注意事項:住宅ローン控除を適用する(予定がある)方

居住年及びその前2年の計3年間の間に「居住用財産を譲渡(売却)した場合の特例」の適用を受けている場合は、住宅ローン控除の適用を受けることができません。

詳しい内容を確認する場合は、国税庁HPのタックスアンサーをご確認ください。

「No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別除)」



### 参考:登記事項証明書の添付省略

登記事項証明書の添付が必要な場合(措法31の3、34条の3、35条の2、35条3項、41条の5、41条の5の2の適用を受ける申告書を作成した場合)は、その特例の適用を受ける譲渡 (売却)した物件及び買い換えた物件の不動産番号等を画面入力することにより、登記事項証明書の添付を省略できます。

なお、次に該当する方は、作成コーナーで不動産番号等を入力することができませんが、手書き等で 「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」を作成して別途提 出する等により、登記事項証明書の添付を省略することができます。

- ・ 作成コーナーで譲渡所得の内訳書等を作成しない方(計算結果のみを入力する方を含む)
- ・ 譲渡資産が31件以上又は買換資産が21件以上ある方

## STEP 17 入力内容の確認

●→② 収入等入力・③→⑤→⑤
 1→2→3.入力内膏の確認
 入力内容の確認
 契約ごとの入力内膏と選択されている特例を表示しています。

しています。 表示されている契約について、内容を訂正したい 場合は該当する契約の「訂正」ボタンを押してく ださい。

他の契約について入力する方は、画面下の「もう1 件入力する」ボタンを押してください。

入力内容の訂正方法 ?

契約:1件目

# 入力内容

①譲渡価額 25,000,000円

②譲渡費用 550,000円

③取得費 21,432,000円 入力終了

## 登記事項証明書の添付省略

①→② 収入等入力→③→②→⑤→⑥ 1→2→3.入力内容の確認

入力内容の確認

### 登記事項証明書の添付省略

- Q 不動産番号を入力することにより、登記事項 証明書の添付が省略できますが不動産番号を 入力しますか?
- ※:登記事項証明書の添付が必要な特例が適用された方に表示しています。

はい

いいえ

「不動産番号の入力」ボタンを押して譲渡(売却)した土地建物等の不動産番号を入力してください。

不動産番号の入力

不動産番号の入力

十 不動産番号を入力する

譲渡資産

入力件数:0件/30件

登記事項証明書の提出等が特例 の適用要件になる方で

## ・不動産番号が分かる方

「はい」をタップして不動産番号を 入力してください。

### ・不動産番号が不明な方

「いいえ」をタップして登記事項証 明書を提出してください。

登記事項証明書の提出等が特例の適用要件にならない場合は、 この画面は表示されません。



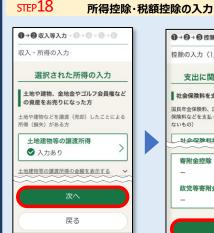
①→②収入等入力→⑥→⑥→⑥→⑥

不動産番号を入力して「**入力内容** の確認」をタップ



※ 申告する内容により画面表示と異なる場合があります。

計算結果確認(全体)



申告する各種控除があれば 適宜入力します。 (所得控除・税額控除)



計算結果の確認 入力内容から計算した結果は以下のとおりで 表示された内容を確認し、訂正がある場合は各 項目の訂正ボタンを押してください。 納付する金額 388.600円 : 住民税等については、確定申告書に基づき市区町村で別途 計算されます。 収入·所得金額(申告分離課 税)の確認 長期譲渡,一般分 収入金額 25,000,000円 所得金額 3,018,000円

STEP 19

入力内容に応 じて税額が自動 計算されます。 所得金額 長期譲渡・軽課分 収入金額 訂正があれば 「~を訂正する」 所得金額 をタップし、情報 の訂正 収入・所得金額を訂正する その他の項目を訂正する

STEP20 環付金の受取方法・納付方法の入力 納付方法 還付金の受取方法 延納の届出 🛛 🗆 以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選 上記の納付する金額について延納を希望される 択してください。 方は、「延納を届け出る」にチェックを付けて 還付金の受取方法 🚳 公金受取口座への振込み(公金受取 なお、延納期間中は利子税がかかりますので、 ご注意ください。 口座を登録済みの方に限ります。) 2 0 延納を届け出る 又は ● ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込 納付方法の選択 納付方法 200 還付金振 ゆうちょ銀行への振込み ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局 <mark>込口座の</mark> > 各納付方法の内容を確認する □ 選択:入力 選択してください 口での受取り 参考 納付方法のご案内 ※ 1 クレジットカード納付は、納付税額に応じた 以下の納付方法が選択できます。 振替納税 (口座引落)

決済手数料がかかります。 ※2 スマホアプリ納付及びコンビニ納付は、 納付税額が、30万円以下の場合に利用

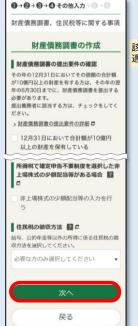
納付の手続きについて、詳しくはこちらをご覧ください。

納付方法

を選択



#### STEP21 財産債務調書・住民税等



該当があるものを 適官入力



STEP22 基本情報の入力

STEP23 マイナンバーの入力 マイナンバーの入力 1人目 氏名 国税 太郎 (本人) 生年月日 昭和43年10月13日 マイナンバー (個人番号) ※: 数字12桁 STEP24 送信前の申告内容確認 ①→②→③→④送信→⑤ 令和06年分の申告書等送信票(東送付書) 送信前の申告内容確認

申告書等を表示して、送信前に申告内 容を確認してください 申告書等を表示する ※:PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して 別の画面に表示されていないか確認してくださ 申告内容を訂正する場合

「**申告書等を表示する** |をタップすると、 PDFでイメージが表示されます。 誤りがあった場合には、「申告内容を 訂正する場合」をタップし、申告内容 を訂正してください。

・電子納税

(ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) 又はインターネットバンキング)

・スマホアプリ納付 (Pavキハレハ) ※2

マイナンバーを入力し

「**次へ** |をタップ

・クレジットカード納付※1

· コンビニ納付 ※ 2 ・金融機関等での窓口納付

誤りがなければ、「次へ」をタップ

## STEP 25 送信準備

	持記事項の入力	
特記事項 ※:200文字以內		
税理士に	他の事項の入力等	
税理士に関す	る内容を入力する	~
	D1 to	
登記情報(	0,7,3	
	書の添付に代えて照会番号を	~
登記事項証明		,

#### STEP26 データの送信



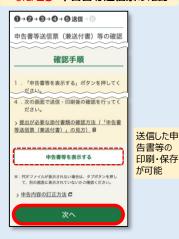




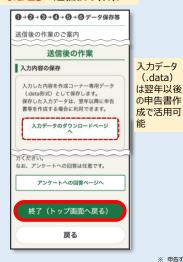
#### STEP27 送信結果の確認



### STEP28 申告書等送信票の確認



#### STEP29 送信後の作業



動画で見る 確定申告



入力方法について注意 するポイントを動画でも ご案内しています。



※ 申告する内容により画面表示と異なる場合があります

## 参考:添付書類のイメージデータの提出方法

#### STFP1

申告書送信後、「お知らせ・受信 通知」から添付書類のイメージ データの追加送信を行う申告等 データの受信通知を選択します。



#### STEP2

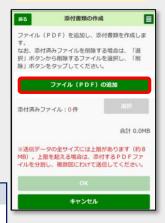
受信通知の「添付書 (PDF) の追加送信へ」ボタンをタップ

各種手続・サービス 添付書類(PDF)の追加送信 添付書類をイメージデータにより送信する方は、「添 付書類(PDF)の追加送信へ」ボタンを押してくださ 添付書類(PDF)の追加送信へ

#### STEP3

画面の案内に従い進んでいくと、 添付書類の作成画面が表示さ れます。

ファイル(PDF)の追加をタップ



#### STEP4

ファイル(PDF)の選択をタップ し、添付するファイル(PDFデー タ)を選択します。 選択後、添付書類名称を入力

しOKをタップ

ファイル (PDF) の追加 添付書類の添付を行います。 添付するファイル(PDFデータ)を選択し、 添付書類名称を入力してください。 0 可能な添付書類について イメージデータで提出可能な添付書類の詳しい説明 はこちらをご覧ください。 申告書、申請書及び届出書のイメージデータによる 提出は行えません。 既に添付した書類については、再度添付する必要は ありません。 ファイル(PDF)の選択 ■添付書類名称 必須 キャンセル ▲ページ先頭へ © NATIONAL TAX AGENCY

#### STEP5

添付書類が複数ある場合「STEP 3」、「STEP4」の手順を繰り返し 添付書類の追加をします。 選択が終了したら、OKをタップ









## ◎ スマホで撮影したデータの送信も可能です



添付書類はPDF形式で提出が可能です。 スマホで撮影したデータをPDFに変換する 方法は右の二次元コードからご確認ください。





別紙

### «参考» マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、マイナンバーカードを読み取った後に利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って、入力を行います。



初めてe-Taxをご利用される方は「マイナンバーカードの読み取り」を押します。

なお、既に利用者識別番号をお持ちの方は、青枠の「利用者識別番号」と「パスワード」を入力・情報の確認へ」を押します。



面事項補助入力用パスワード(4桁の数字)

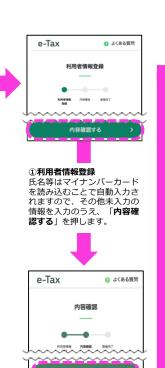
この健康を利用

と入力してください。



「マイナンバーカード情報の確認」画面にマイナンバーカードから読み取った情報が表示されますので内容を確認し、「次へ」を押します。

※既に利用者識別番号をお持ちの方は、一番右の「本 人確認/情報取得希望」の 画面に進みます。(次の① ~③の操作は不要です。)

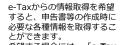


②内容確認

「内容確認」画面が表示されますので、入力内容を確認し、「**送信する**」を押します。



③利用者情報登録完了 送信後の結果を確認し「次へ」 を押します。



希望する場合には、「e-Tax からの情報取得を希望する」をタップし、本人確認のためにご自身のカナ氏名を入力の上、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

#### メモ

e-Tax

確認情報

利用者識別番号

生年月日

1970年1月1日

本人確認/情報取得希望

e-Taxからの情報取得を希望すると、申告書等作成時

に必要な各種情報を取得することができます。取得で

きる情報の詳細は国税庁ホームページをご確認くだ

情報取得を希望するにあたっては、マイナンバーカー

ドによる本人確認の手続きとは別に、マイナンパーカ ードの読み取りと券面事項入力補助用パスワード(4

e-Taxからの情報取得を希望する

本人確認の手続きには、マイナンパーカードまたはス

この端末を利用

マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明

書をスマートフォンで利用する方は事前にマ

イナポータルアプリのインストールが必要で

す。マイナポータルアプリがインストールされ ている方は「この端末を利用」ポタンを押して

マイナポータルアプリが起動しますので、署

名用パスワード(6~16桁の英数字)を入力

この傑表を利用

してくがさい。

マホ用電子証明書の署名用パスワード(6~16桁の

**必須** 認証方法の選択

この端末を利用

○○○Rコードの本元

桁の数字)の入力が必要となります。

e-Taxからの情報取得

1741 0721 2095 0007

本人確認/情報取得希望

「e-Taxからの情報取得を希望する」をタップすると、 カナ氏名の入力欄が表示されます。

「マイナンバーカードの利用方法」で「この端末を利用」を選択の上、「本人確認」項目の上に表示された「この端末を利用」ボタンを押し、マイナンバーカードを読み取ります。

※マイナンバーカードを読み取る際に、券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)が必要となります。



本人確認するために、マイナ ンバーカードの読み取りを行 います。

#### メモ

「認証方法の選択」で、「**この端末を利用**」を選択の上、画面下部の「**この端末を**利用」を選択の上、一次では、「大学なが、「大学などを明し、マイナンバーカードを読み取ります。※マイナンバーカードを読み取る際に、署名用電子証明書のパスワード(6~16文字の英数字)が必要となります。